

各介護保険事業所 様

愛知県高齢福祉課
介護保険指定指導グループ

介護報酬等に係る Q&A

介護報酬等に係る質問のうち、事業所から照会の多いものについて、別紙のとおり Q&A を作成しましたので送付します。

各事業所におかれましては、内容御了知の上、適切に対応していただきますようお願い申し上げます。

なお、これからも愛知介護ネット(<http://www.aichi-kaigo.net>)の制度改正 Q&A、申請 Q&A 等において「質問に対する回答」を掲載し、更新していく予定ですので参考にしてください。また愛知介護ネットのトップページの Q&A 検索等も併せてご活用ください。

【全体】

(問 1) 管理者の「管理上支障がない場合」の範囲について

(答 1)

管理者については、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないこととされているが、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとされている。

その具体的な取扱いは、

- 1) 1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと(出勤日は管理業務を逃れられない)
- 2) 職種は原則として管理上支障がない範囲内で管理者を含む2職種までとする。但し、同一敷地内に複数の事業所を持っている場合で、事業の一体的管理の観点から、管理業務のみを行う場合については3以上の管理者としての兼務を認める

としている。

〔正しい例〕

職名	氏名		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
管理者		B	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4
介護職員		B	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4

〔×誤った例〕

職名	氏名		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
管理者		B	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2
介護職員		B	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6
管理者		B		8	8	8					8	8	8			
介護職員		B					8	8						8	8	
管理者		B	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		
生活相談員		B	4	4	4	4				4	4	4	4			
介護職員		B					4							4		
(訪問介護) 管理者		B	3	3	3	3	3			3	3	3	3	3		
(居宅介護支援) 管理者		B	3	3	3	3	3			3	3	3	3	3		
介護支援専門員		B	2	2	2	2	2			2	2	2	2	2		

グループホームの特例

管理者が夜間及び深夜時間帯(利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定する)において介護従業者になる場合は、例外的に管理業務が一日の勤務時間数の半分以上としなくてもよいこととするが、

- 1) この特例が認められるのは夜間及び深夜時間帯だけであること。
- 2) 全体として、管理業務が常勤換算で0.5以上となるようにすること。

の2点に留意すること。なお、管理者と介護従業者と兼務になるので、他のユニットの管理者以外の兼務は認められない(職種が3つになるので認められない)。

【訪問介護】

(問 2) 人工透析のために通院する利用者の院内介助において、透析時間中の付き添い介助は、介護保険として算定できますか。

(答 2)

透析中は医療機関の看護師等が容態確認等を行うものであり、透析時間中の訪問介護費の算定はできません。なお、利用者が透析室又は診療室に入っている時間(診察時間)中はいかなる事例であっても算定できません。したがって、当該時間にヘルパーが必要なときは、介護保険外のサービスで対応ということになります。その際、利用者と別途、説明・同意・契約を行う必要があります。

また、院内介助を介護報酬で請求するためには、ケアプランに院内介助の必要性が明確に位置づけられていること及び所要時間の計算において、

- 1) 外出準備、2) 歩行介助、3) 移乗介助、4) トイレ介助、5) 車の手配、
- 6) 受付手続、7) 診察時間(請求不可)、8) 待ち時間(単なる待ち時間は請求不可)、
- 9) 話し相手見守り・声かけ(単なる見守り・声かけは請求不可)、10) 会計時間、
- 11) 薬の受取、12) その他

を明確に区分し、記録を残す必要があります。

【通所介護・通所リハビリテーション】

(問 3) サービス提供時間帯に外出レクリエーションを行ってよいですか。

(答 3)

次に掲げる条件を満たす場合において、例外的に事業所の戸外でのサービスを提供することができます。なお、通所介護及び通所リハビリテーションは事業所内でサービスを提供するのが原則ですので実施回数等については十分留意してください。

- 1) あらかじめ通所介護計画に機能訓練の一環として位置付けられていること。
- 2) 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。
- 3) 目的地が近隣であり、外出の前後に事業所内でサービス提供を行い、外出時間は概ねサービス提供時間の半分以上以内であること。
- 4) 年間事業計画や年間行事に位置付けられていること。

(問 4) 午前10時から午後4時までの6時間をサービス提供時間とする通所介護は、ケアプラン上及び介護報酬算定上、「4時間以上6時間未満」とするのか、「6時間以上8時間未満」とするのでしょうか。

(答 4)

長時間にわたる通所介護の内容に係る計画時間については、当日の利用者の状況等により若干の時間の長短が生じることが想定されることから、告示にあるとおり、通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で計画を立てることが適切です。問いのような場合については、午後4時にはサービスが終了するように計画が立てられているとすれば、それは最長で6時間ということであり、4時間以上6時間未満として算定することが適当です。

【通所介護・短期入所生活介護】

(問 5) 生活相談員の資格要件の範囲を教えてください。

(答 5)

愛知県では、1)社会福祉主事、2)社会福祉士、3)介護福祉士、4)精神保健福祉士、5)保育士(または保母)、6)介護支援専門員の資格保持者を生活相談員として認めています。なお、上記資格保持者以外の場合、たとえば看護師、准看護師、ヘルパー1級・2級の資格のみの場合は、実務経験があっても資格要件として認めておりませんのでご注意ください。

【認知症対応型共同生活介護・特定施設入所者生活介護】

(問 6) 認知症対応型共同生活介護(特定施設入所者生活介護)の計画作成担当者と同一敷地内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務は可能ですか。

(答 6)

不可。認知症対応型共同生活介護の基準省令第157条第5項において、「利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。」とあり、「当該共同生活住居における他の職務」が対象のため、当該共同生活住居以外の他の職務との兼務はできない。したがって、居宅介護支援事業所との兼務は認められません。

また、特定施設入所者生活介護の場合も同様です(基準省令第175条第6項参照)。